

都道府県における地球温暖化防止に関する条例の制定状況の調査結果について【制定都県の内訳】(H17.4.1現在)

2005/5/24

都道府県	制定年度	条例名称	条例に規定されている温室効果ガスの削減に関する項目					単独条例該当	
			(産業部門)		(運輸部門)		(民生部門)		
			事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等	その他	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	駐車場等でのアイドリング・ストップの表示			その他
岩手県	H13	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場又は事業所の設置者は地球温暖化対策計画(状況・措置内容)を3年毎に作成・提出しなければならない。また実施状況を毎年、届け出なければならない。 (知事は地球温暖化対策計画の的確な作成に資するための指針を定める。また、当該計画や実施状況について必要な指導及び助言をすることができる。)	事業者は、地球温暖化を防止するための施策の推進を図るため、二酸化炭素の排出の抑制のための措置を講ずるよう努めなければならない。	40台以上の自動車を使用している事業者は地球温暖化対策計画を3年毎に作成・提出しなければならない。また実施状況を毎年届け出なければならない。	500㎡以上の駐車場等管理者は、看板、放送、書面等により、駐車をする場合においては自動車等の原動機を停止すべきことを周知するために必要な措置を講じなければならない。 (知事は措置を講じていないと認めるときは、勧告することができる。)	(アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、二酸化炭素の排出の抑制を図るため、駐車をするときは、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。	×	
茨城県	H7	茨城県地球環境保全行動条例	化石燃料を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している事業所の設置者又は管理者は省エネルギーの推進に係る業務の状況(現状・措置)を毎年報告しなければならない。					事業所について産業部門と同じ	×
栃木県	H16	栃木県生活環境の保全等に関する条例	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場又は事業所の設置者(国及び地方公共団体を除く)は地球温暖化対策計画(状況・目標・措置)を3年毎に作成・提出しなければならない。						×
群馬県	H11	群馬県の生活環境を保全する条例		事業者はその事業活動において二酸化炭素等が大気中に排出されるのを抑制するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。			事業所について産業部門と同じ (アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車するときは、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。	事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活において、資源及びエネルギーの使用の合理化又は新エネルギー利用等に努めるとともに、県が実施する地球温暖化の防止に関する施策に協力しなければならない。	×
埼玉県	H13	埼玉県生活環境保全条例	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上及び電気を600万kwh/年以上使用している事業所若しくは店舗面積が10,000㎡以上の大規模小売店舗の設置者又は管理者は環境負荷低減計画(状況・措置・目標)を毎年、作成・提出・公表しなければならない。						×
東京都	H16改	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している事業所(運行等の管理を行う自動車・鉄道車両・船舶及び航空機の都内の使用量を含む)の設置者又は管理者は地球温暖化対策計画(状況・措置・目標)を5年毎に作成・提出・公表しなければならない。また、中間年及び計画終了後に状況及び結果を、2年目・4年目に概況を報告・公表しなければならない。 (対象者以外も計画を提出等することが可能。)	フルオロカーボン(CFC,HCFC,HFC)を使用している機器を所有・管理する者は、当該物質が大気中に排出し、又は漏出させてはならない。等	島しょ地域を除く都内の事業所における30台以上の自動車の使用者は自動車環境管理計画書を5年毎に作成・提出しなければならない。また毎年、実績を報告・提出しなければならない。 (知事は公表することができる。)	収容能力が20台以上の駐車場の設置者及び管理者は、自動車等の原動機の停止を行うよう掲出等の方法により周知しなければならない。	省エネラベリング制度 エアコン等を販売する事業者は購入しようとする者に対し、当該エアコン等に係る地球温暖化防止に係る性能についての情報を提供しよう努めなければならない。 エアコン等を5台以上陳列して販売する事業者は、当該販売店において省エネルギー性能等を記載した書面を作成・掲出しなければならない。(5台未満の販売する事業者も省エネルギー性能等を記載した書面を掲出することができる。) 建築物への省エネ機器導入 建築物の新築又は増築を使用とする者は建築物等に係るエネルギー使用の合理化等について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。 マンション環境性能表示 住居用の延べ面積が2,000㎡以上のマンションの新築等をしようとする者又はその販売・媒介委託を受けた者が販売広告をしようとするときは、マンション環境性能を表示基準に基づき当該広告中表示し、購入しようとする者に説明しなければならない。 建築物環境計画書制度 延べ面積10,000㎡(増築の場合は増築部分)を超える建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境計画書を作成・提出しなければならない。(知事は概要を公表することができる。) 自然エネルギー活用電力の供給目標 電気事業者は、毎年、エネルギー環境計画書(措置・目標・再生可能エネルギー等の供給拡大に係る措置・目標)を作成・提出・公表しなければならない。また、毎年、状況を報告・公表しなければならない。 (知事も公表する。)	×	

都道府県	制定年度	条 例 名 称	条例に規定されている温室効果ガスの削減に関する項目					単独 条例 該当		
			(産業部門)		(運輸部門)				(民生部門)	
			事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等	その他	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	駐車場等でのアイドリング・ストップの表示	その他			
神奈川県	H9	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	常時使用する従業員が30人以上、かつ重油換算50l/h以上のボイラー等の施設を設置しようとする者等は二酸化炭素の排出の抑制に係る事項等を記載した環境配慮書を提出しなければならない。	事業者は、事業活動を行うに当たり、地球の温暖化を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、二酸化炭素の排出の抑制に努めなければならない。		自動車の駐車又は保管のための施設の管理者は、当該施設内で自動車の駐車をする場合における自動車の原動機の停止を指導するように努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。 500㎡以上の駐車場等の管理者は、看板・放送・書面等により、自動車を駐車する場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。	自動車を使用するときは、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により、自動車の走行量を抑制するよう努めるとともに、必要な整備・適正な運転により、自動車からみだりに排出ガスを排出し、又は騒音を発生させないように努めなければならない。 (アイドリング・ストップ) 自動車の運転者は、自動車の駐車をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。	事業所について産業部門に同じ	×	
山梨県	H16改	山梨県生活環境の保全に関する条例				他人に使用させることを目的とする駐車場の設置者又は管理者は、自動車を駐車している間は当該自動車の原動機の停止を行うよう周知しなければならない。	(アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車している間は、原動機を停止しなければならない。 事業者は、その事業用に供する自動車等を運転する者に対し、自動車を駐車している間は、原動機の停止を行うように指導し、又は周知しなければならない。		×	
石川県	H15	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	省エネ法に規定する第一種・第二種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用)の設置者は、地球温暖化対策計画(状況・目標・措置等)を作成・提出しなければならない。(知事は公表することができる。)				日常生活、事業活動等において自動車等の効率的な利用、公共交通機関又は自転車への利用転換等により、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。 (アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。	省エネ機器の説明義務 省エネ機器の販売を業とする者は、省エネ機器を販売する事業所に、当該機器のエネルギー消費効率等を記載した省エネ説明書を備え置き、当該機器を購入しようとする者に当該説明書を提示し、説明を行うよう努めなければならない。 新エネルギーの導入 県は、二酸化炭素の排出の抑制及び循環型社会の形成に資するため、環境への負荷が少ない新エネルギーを導入するとともに、普及啓発に関する施策の推進に努めるものとする。等	×	
愛知県	H15	県民の生活環境保全等に関する条例	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場等(運行等の管理を行う自動車・鉄道車両・船舶及び航空機の県内使用量を含む)の設置者又は管理者(国・地方公共団体を除く)は地球温暖化対策計画書(状況・目標・措置)及び同実施状況書を毎年、作成・提出しなければならない。また、公表するよう努めなければならない。	事業者は、知事が定める目標・計画に従い、その事業活動において地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努めなければならない。	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場等(運行等の管理を行う自動車・鉄道車両・船舶及び航空機の県内使用量を含む)の設置者又は管理者(国・地方公共団体を除く)は地球温暖化対策計画書(状況・目標・措置)及び同実施状況書を毎年、作成・提出しなければならない。また、公表するよう努めなければならない。(知事が公表する。)	500㎡以上の駐車場等の設置者又は管理者は、看板・放送・書面等により、駐車又は停車するときは、自動車等の原動機を停止すべきことを周知するための措置を講じなければならない。	事業所について産業部門のその他に同じ	県民は、知事が定める目標・計画に従い、その日常生活において地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努めなければならない。	×	
三重県	H12	三重県生活環境の保全に関する条例	省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用)の設置者(国・地方公共団体を除く)は、地球温暖化対策計画書(状況・措置・目標等)を作成・提出しなければならない。(知事が公表する。)				500㎡又は駐車台数が40台以上の駐車場の管理者は、自動車を駐車する場合において、看板・放送・書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	自動車等を使用する者は事業活動及び日常生活において自動車等の効率的な利用、公共交通機関への利用転換等により、自動車等の使用を抑制するよう努めなければならない。 (アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。 (環境への負荷が少ない自動車等の購入等) 自動車等を購入・使用しようとする者は、環境への負荷が少ない自動車等を購入・使用しよう努めなければならない。 (自動車等販売者の責務) 自動車等販売者は、販売する事業所に販売する自動車等の環境に係る情報を記載した書面等を備え置き、自動車等を購入しようとする者に当該書面等を提示し説明を行わなければならない。		×

都道府県	制定年度	条 例 名 称	条例に規定されている温室効果ガスの削減に関する項目					単独 条例 該当	
			(産業部門)		(運輸部門)				(民生部門)
			事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等	その他	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	駐車場等でのアイドリング・ストップの表示	その他		
滋賀県	H12	滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例	温室効果ガス等を使用・排出し、常時使用する従業員が21人以上、かつ重油換算50t/h以上のボイラー等の施設を設置する事業者は大気環境負荷低減計画を策定・提出しなければならない。(知事が公表する。対象者以外も策定・提出することができる。)		事業用自動車50台以上である事業者は、自動車管理計画を策定・提出しなければならない。	駐車または自動車等の保管のための施設の設置者又は管理者は、当該施設内で駐車をする場合における自動車等の原動機の停止を求めるとともに、500㎡以上の駐車場等の設置者又は管理者は、看板・放送・書面等により、当該施設内で駐車をする場合においては自動車等の原動機を停止すべきことについて周知させる措置を講じなければならない。	自動車等の使用・所有者は、運行効率の向上を図ること等により当該自動車等の走行量を抑制するように努めるとともに、自動車等の適正な運転・必要な整備により当該自動車等からみだりに排出ガスを排出させないように努めなければならない。日常生活その他の活動において、公共の交通機関等を利用すること等により、自動車等の走行量を抑制するように努めなければならない。 (アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車をする場合に、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。 (低公害車の購入等) 自動車を購入・使用しようとする者は、大気環境への負荷の少ない自動車を購入・使用するよう努めなければならない。 (自動車販売者による説明等) 自動車販売者は、販売する事業所に販売する自動車に係る排出ガス等の項目に関する情報を記載した書面を備え置き、自動車を購入しようとする者に説明するよう努めるとともに、説明を求められたときは、当該書面を提示して説明しなければならない。	事業所について産業部門に同じ	×
兵庫県	H7	環境の保全と創造に関する条例	燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用している工場等の設置者又は管理者は特定物質排出抑制計画(状況・目標・措置等)を毎年、作成・提出しなければならない。また、毎年、状況を報告しなければならない。さらに、取り組みの状況を公表するよう努めるものとする。(知事が公表する。)	出力1,000kw以上の火力発電所、焼却処理能力が20t/日以上一般・産業廃棄物処理施設又は使用する燃料が1,500kl/年以上等の工場等を設置若しくは居住用以外の床面積が26,000㎡以上の建築物を新築・増築・改築する事業又は1ha以上の市街地再開発・工業団地造成・流通業務団地造成を行う事業を行うとときは、温室効果ガスの排出を抑制するために講ずる措置を届け出なければならない。				事業所について産業部門に同じ 建築物への省エネ機器導入(産業部門のその他の項目の対象者に対して)省エネルギー・省資源型事業活動の徹底、工場や事業所ビルの省エネルギー化等について必要な措置を講ずることにより、温室効果ガスの排出を抑制するように努めなければならない。	×
鳥取県	H16	鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例				駐車または自動車等の保管のための施設の設置者又は管理者は、当該施設内における駐車時等エンジン停止の実施の周知に努めるものとする。	(アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車時等エンジン停止を行わなくてはならない。 自動車等を事業用に供する者は、事業活動用に供する自動車等を運転する者が駐車時等エンジン停止を行うための適切な措置を講ずるものとする。		×
広島県	H15	広島県生活環境の保全等に関する条例	省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用)の設置者(国、地方公共団体を除く)は、温室効果ガス削減計画書(状況・目標・措置等)を作成・提出・公表しなければならない。	左欄の対象事業者は温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。	県内の事業所において50台以上の自動車を使用する事業者は、自動車使用合理化計画書を作成・公表しなければならない。	500㎡以上又は収容能力が40台以上の駐車場の設置者又は管理者は、看板・放送・書面等により、当該駐車場において駐車時は自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	(低公害車の購入・使用) 自動車等を購入・使用するときは環境への負荷が少ない自動車等を購入・使用するよう努めなければならない。 (自動車等の適正な点検・整備、効率的な使用) 自動車等を使用・運転しようとするときは、適正な点検・整備に努めるとともに、自動車等の燃料使用の低減に資する運転の実施並びに自動車等の相乗り及び共同利用の実施等に努めなければならない。 (アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、駐車をする場合に、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。 (自動車販売者の責務) 自動車販売者は、事業所ごとに、販売する新車の環境への負荷に関する情報を記載した書面等を備え置くとともに、新車を購入しようとする者に当該書面等を交付し、説明しなければならない。	県は、地球温暖化を防止するため、国、市町村及び地球温暖化防止活動推進センター等との役割分担と連携の下、効果的な対策を実施するよう努めるものとする。 県は、市町村が行う地球温暖化の防止に関する対策を支援し、及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う地球温暖化の防止に関する活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 県は温室効果ガスの排出の抑制並びに植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に関する総合的な計画を策定し、推進するものとする。	×

都道府県	制定年度	条 例 名 称	条例に規定されている温室効果ガスの削減に関する項目					単独 条例 該当	
			(産業部門)		(運輸部門)		(民生部門)		
			事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等	その他	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	駐車場等でのアイドリング・ストップの表示			その他
徳島県	H16	徳島県生活環境保全条例	省エネ法に規定する第一種エネルギー管理指定工場(燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用)の設置者(国、地方公共団体を除く)は、地球温暖化対策計画書(状況・目標・措置等)を作成・提出しなければならない。(知事は公表することができる。)				(低公害車の購入・使用) 自動車等を購入・使用しようとする者は環境への負荷が少ない自動車等を購入・使用しよう努めなければならない。 (自動車の運転者等の努力義務) 自動車等の運転・使用者は当該自動車等について常に適正な点検・整備を行うよう努めなければならない。 (アイドリング・ストップ) 自動車等を運転する者は、自動車等の駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。	エネルギーを消費する機械器具を使用するときは、効率的な使用等により、省エネルギーの推進に努めなければならない。 建築物のエネルギー合理化 家屋等を新築、改築又は増築しようとするときは、断熱性のある建築資材の利用、熱効率に配慮した家屋等の構造等に留意し、省エネルギーの推進に努めなければならない。	×
佐賀県	H15	佐賀県環境の保全と創造に関する条例		フロン類を使用する機器の整備又は修理を業として行う者は、整備・修理を行うときは、フロン類の大気中への排出を防止するための適切な措置を講じなければならない。					×
熊本県	H12	熊本県生活環境の保全等に関する条例		事業者は、地球温暖化を防止するため、その事業活動に関し、省エネルギー、省資源の推進等温室効果ガスの排出等のための措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。			産業部門に同じ	事業者について産業部門のその他に同じ。 県民は、地球温暖化を防止するため、その日常生活において、省エネルギー、省資源の推進等温室効果ガスの排出の抑制などのための措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する温室効果ガスの排出の抑制などのための施策に協力しなければならない。	×
宮崎県	H16	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	燃料及び熱を原油換算3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用若しくは施設から排出されるCO ₂ 以外の温室効果ガスのいずれかがCO ₂ 換算3,700t/年以上排出している工場又は事業所の設置者は、温室効果ガス排出抑制計画書(状況・措置・目標等)及び同排出状況報告書を毎年、作成・提出しなければならない。 また、上記以外で燃料及び熱を原油換算1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用若しくは施設から排出されるCO ₂ 以外の温室効果ガスのいずれかがCO ₂ 換算1,850t/年以上排出している工場又は事業所の設置者は温室効果ガス排出状況報告書を毎年、作成・提出しなければならない。						×
計		19	14	9	5	10	12	15	0

(参考) 地球温暖化防止に関する単独の条例

都道府県	制定年度	条例名称	条例に規定されている温室効果ガスの削減に関する項目					単独条例該当	
			(産業部門)		(運輸部門)				(民生部門)
			事業者に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等	その他	大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	駐車場等でのアイドリング・ストップの表示	その他		
京都市	H16	京都市地球温暖化対策条例	<p>温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書(状況・措置・目標)及び同報告書を作成・提出・公表しなければならない。(市長は地球温暖化対策計画書・報告書の作成に関する指針を定める。)</p>	<p>事業者は、事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じ、市が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。事業者は次のことについて取り組むよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの優先的利用 ・エネルギー使用の合理化 ・環境マネジメントシステムの導入 ・省エネ型電気製品、ガス器具等の優先的利用、適切な使用 ・省エネ型電気製品、ガス器具等及びサービスの提供、情報の提供 ・廃棄物の減量化の推進 ・従業員の環境教育 				<p>事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならない。</p> <p>事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用・管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。</p> <p>(アイドリング・ストップ) 事業者及び市民は、自己の自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。</p>	<p>事業者について産業部門の削減計画等と同じ</p> <p>市民の責務 市民は、日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じ、市が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。 市民は次のことについて取り組むよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの優先的利用 ・エネルギー使用の合理化 ・省エネ型電気製品、ガス器具等の優先的利用、適切な使用 ・廃棄物の減量化の推進 <p>観光旅行者等の責務 観光旅行者その他の滞在者は、市、事業者、市民及び環境保全団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。</p> <p>特定排出機器の説明義務 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い機械器具を店頭において販売する者は、当該店頭の見やすい場所に、エネルギー消費効率に関する情報を適切に表示し、当該機器を購入しようとする者の求めがあったときは、説明しなければならない。</p> <p>建築物のエネルギー合理化 建築物の新築・増築をしようとする者は、エネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>建築物排出量削減計画書 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い建築物は、特定建築物排出量削減計画書(建築物の概要、排出量削減のための措置等)を作成・提出しなければならない。(市長が公表する。)</p>